

給水装置工事申込書及び添付書類等の一覧表

給水装置工事申込書類及び添付書類等	改造（臨時）工事	改 造 工 事	改 造 工 事	新 設 工 事	新 設 工 事	給水主管工事	舗装先行工事	給水装置工事 検査依頼書
	既設管を利用し、解体及び建築時の臨時用水に	既設管の口径又は引込箇所の変更等	既設引込管を利用した建物建替の内部変更等	一般建築物で、建築確認済証があるもの	建築確認済証がないもの			
(1) 給水装置工事申込書（窓口で配付）		1部	1部	1部	1部	1部	1部	
(2) 給水装置工事申込書の写し（（1）の表紙A4の写し）		1部	1部	1部	1部	1部		
(3) 臨時用水申込書	1部			1部 ^{※2}	1部			
(4) 給水装置工事設計書（1次側）		2部	2部	2部	2部	2部		
(5) 給水装置工事設計書（2次側平面図、建物及び給水配管図（赤））		2部	2部	2部	2部（混柱まで）	2部		
(6) 譲渡書		1部	1部	1部	1部	1部		
(7) 建築確認済証の写し * 確認済証及び第2面		1部	1部	1部				
(8) 誓約書（内容により様式あり）		1部 ^{※1}	1部 ^{※1}	1部 ^{※1}	1部 ^{※1}			
(9) 給水装置工事検査依頼書								1部
(10) 給水装置工事主任技術者が行う自主検査表								1部
(11) 給水装置工事竣工図（1次側）								1部
(12) 給水装置工事竣工図（2次側 平面図・立面図）								1部
(13) 工事写真								1部
(14) 舗装先行に伴う誓約書（A3）							1部	
(15) 土地利用計画図							1部	
(16) 給水引込位置確定図							1部	
(17) 道路占用許可申請書	給水装置工事事業者により申請する。申請前に企業団の経由印が必要。竣工後原本は企業団へ譲渡。							
(18) 道路使用許可申請書	工事着手前に道路使用許可証の写しを提出。							

※1 3階戸建て住宅や引込口径が30ミリメートル以上の申請時等に必要

※2 舗装先行工事後の開発地や新規引込工事後に臨時用水が必要な場合は必要（建築確認済証の有無は関係ありません）

* 給水主管工事とは、民地内に布設され、個々の住宅や店舗・事務所等へ給水するための工事を指します。

* 給水主管（本管）を同時に布設し、給水工事を施工する場合は（4）給水装置工事設計書（1次側）を給水主管用2部と給水用2部の計4部が必要となり、（5）給水装置工事設計書（2次側平面図）についても給水主管用2部と給水用2部の計4部が必要となります。

については、指定給水装置工事事業者で準備してください（特定の様式はありません）。

給水装置工事設計書

所 長		課 長		課 員		審 査	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

水栓番号	受付番号	口径	水栓	量水器メーカー	メータ番号	検定満期	指示数
	—				—		
申 込 者				指定給水装置工事事業者			
工 事 場 所					工 事 番 号		

見 取 図



平面図（1次側）

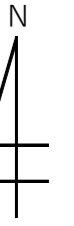
断面図（1次側）

立面図（1次側）

給水装置工事設計書

指定給水装置工事事業者

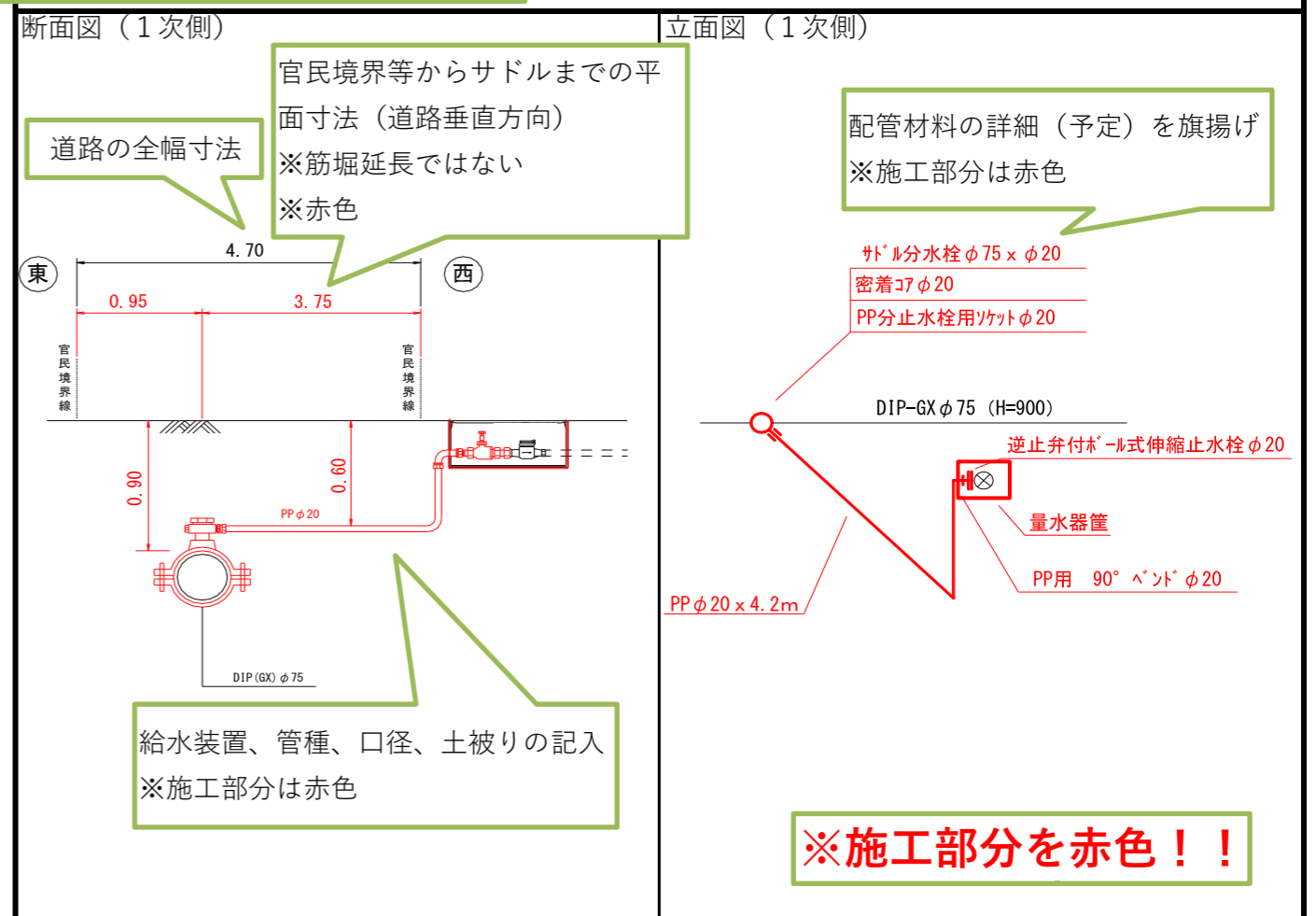
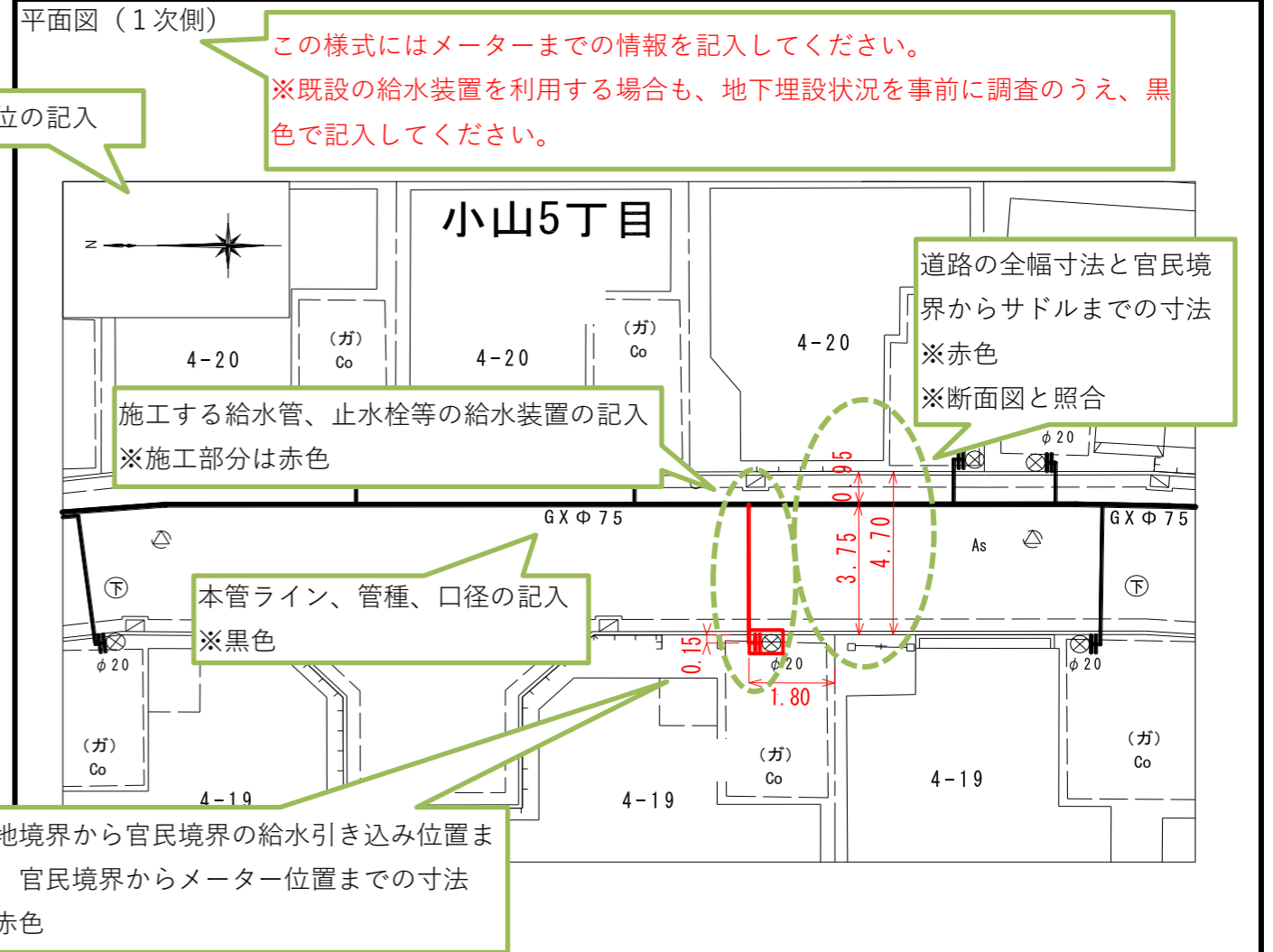
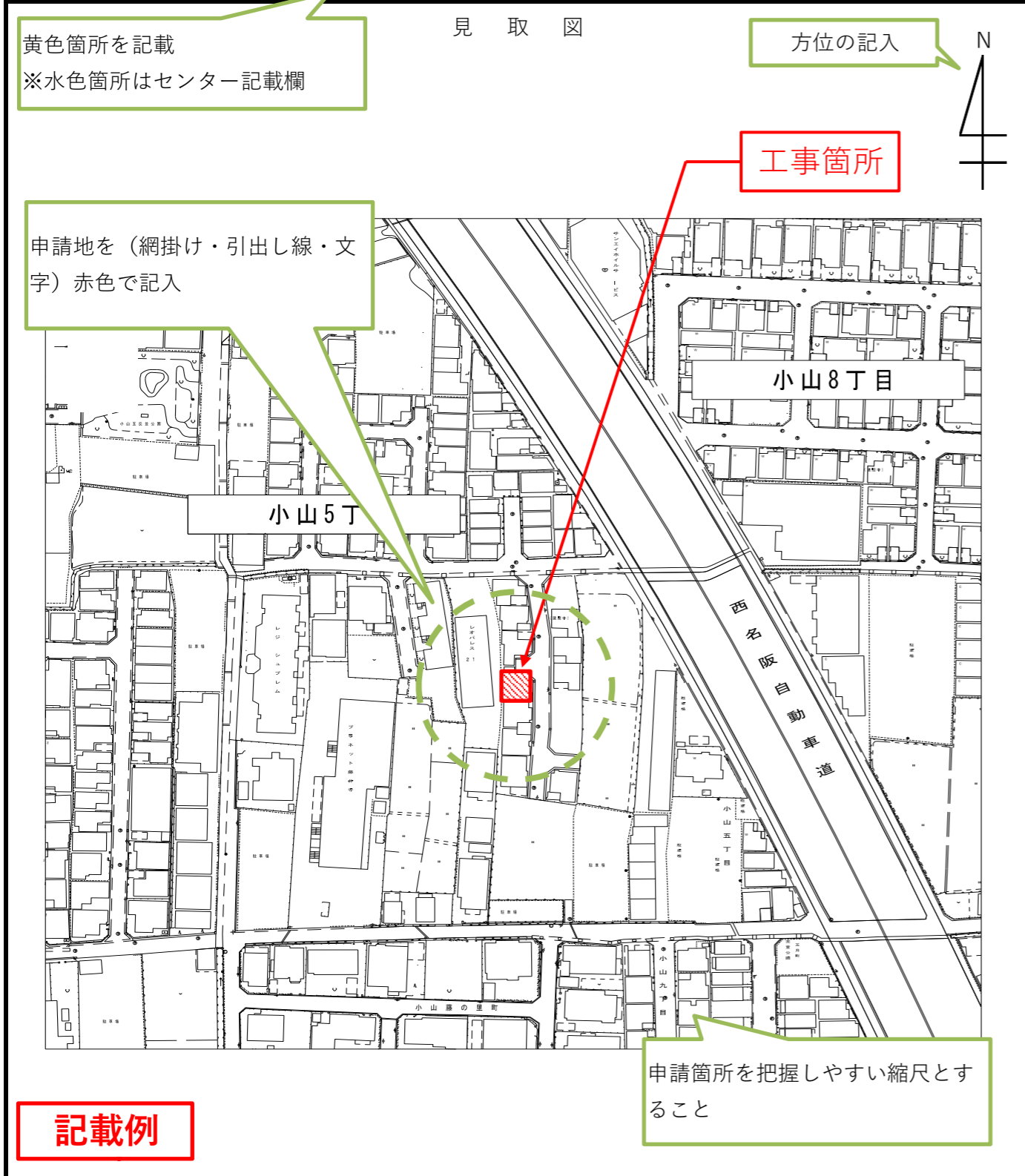
平面図 (2次側)



給水装置工事設計書

所長	課長	課員	審査
----	----	----	----

水栓番号	受付番号	口径	水栓	量水器メーカー	メーター番号	検定満期	指示数
〇〇〇〇〇	〇〇 - 〇〇〇	φ〇〇	〇栓	〇〇	〇〇 - 〇〇〇〇	〇/〇	〇
申込者				指定給水装置工事事業者			
〇〇 〇〇				株式会社 〇〇〇設備			
工事場所				工事番号			
藤井寺市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 (〇号地)				No.〇〇			



給水装置工事設計書

指定給水装置工事事業者 株式会社 ○○○設備

平面図 (2次側)

この様式にはメーター以降の情報を記入してください。
※舗装先行工事の場合は「舗装先行工事につき未記載」と記入してください。

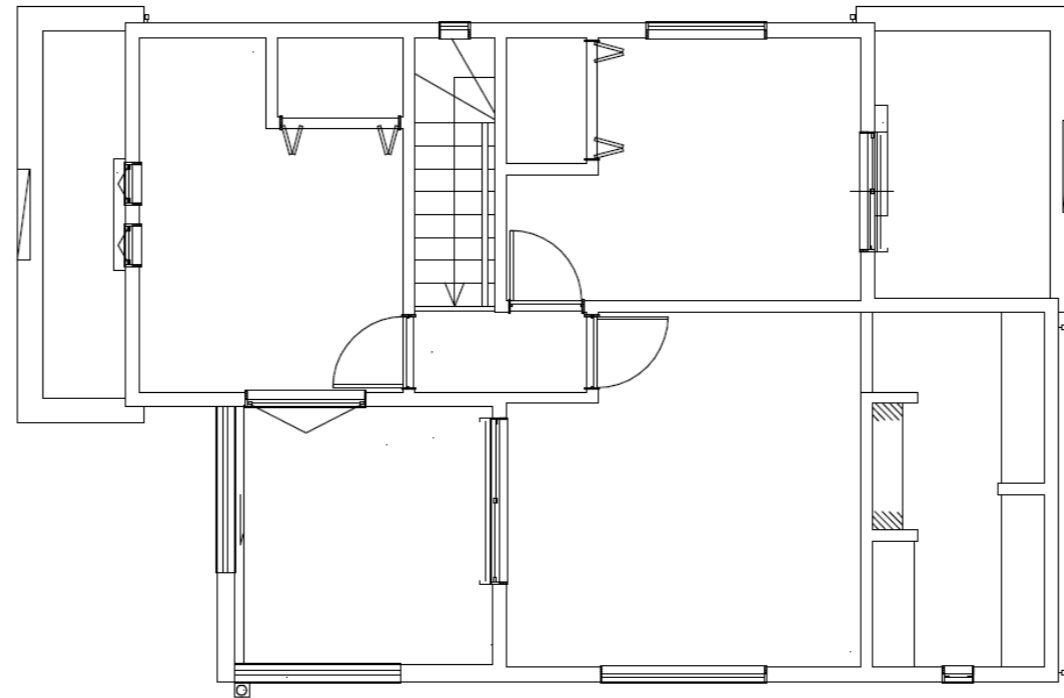
方位の記入



2階以上に給水装置がない場合においても各階層の平面図は記載すること。

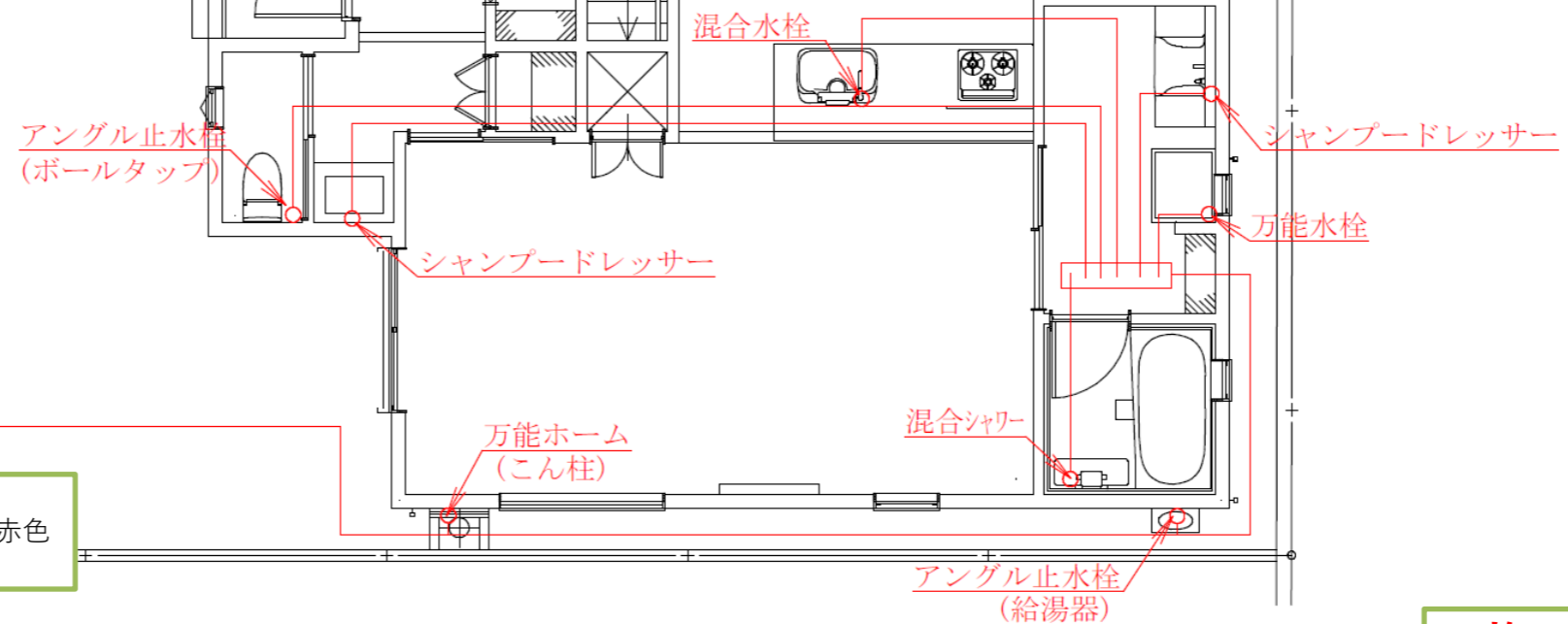
メーター以降の配管位置及び各水栓を記載
※赤色

2階



1階

メーター1次側を施工している場合は赤色



記載例

※施工部分を赤色！！

年 月 日

譲 渡 書

大阪広域水道企業団企業長 様

譲 渡 者

住 所

氏 名
(社名・代表者名)

㊞

工 事 場 所

工事検査後、下記部分は藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業
給水条例施行規程第28条により企業団に無償譲渡いたします。

記

1. 止水栓及び量水器 各1個
2. 配水管又は既設分岐より敷地境界線までの装置 1式

年 月 日

誓 約 書

大阪広域水道企業団企業長 様

申 込 者 住 所

氏 名
(社名・代表者名)

私儀、 番地に自己用3階建住宅を建築いたします。
つきましては給水装置の設置は2階までとし、3階へは給水装置の設置はいたしません。

なお、3階に給水装置の設置が必要な場合は、貯水槽の設置又は、3階直圧給水事前協議後、企業団の指示に従います。

給水装置工事検査依頼書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

指定給水装置
工事事業者 住 所
名 称

給水装置工事
主任技術者 氏 名
免 状 番 号

下記の申請における給水装置工事の検査を依頼します。

受 付 番 号	
申 込 者	
工 事 場 所	
工事着手年月日	年 月 日
現場完了年月日	年 月 日

検査依頼日時	月 日 時 分
--------	---------

給水装置工事主任技術者が行う自主検査

水道法第25条の4第3項 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

- 1、給水装置工事に関する技術上の管理
- 2、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 4、その他厚生労働省令で定める職務

水道法第25条の4第4項 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

共通

書類検査

検査項目	検査内容	主任技術者
位置図	1. 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること	
平面図及び立面図	2. 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること	
	3. 隣接家屋の水栓番号及び境界が記入されていること	
	4. 平面図と立面図が整合していること	
	5. 各部分の材料・口径が記入されていること	
	6. 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。	
	7. 水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等の対策の明記	

現地検査

屋外検査	分岐部	8. 正確に測定し明記されていること（サドル分水栓センター指定使用）							
	水道メーター及び伸縮止水栓	9. 水道メーターは水平であり、検針・取替が容易にできること							
		10. 伸縮止水栓の操作に支障のないこと（センター指定の使用）							
		11. 伸縮止水栓は、水平で傾きがないこと（センター指定の使用）							
屋内検査	埋設深さ管延長ボックス等	12. 所定の深さが確保されていること							
		13. 管路の埋戻材・仮復旧の路盤材・舗装材は所定の材料・厚みであるか							
		14. しゅん工図書と整合すること							
		15. 各種のボックスの傾きがないこと・設置基準に適合していること							
		16. 延長・給水用具等の位置がしゅん工図書と整合すること							
屋内検査	配管	17. 配水管に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと							
		18. 配管の口径・経路・構造等が適切であること							
		19. 水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結等の措置							
		20. 逆流防止のための給水用具の設置							
	接合	21. クロスコネクションがなされていないこと							
		22. 適切な接合がおこなわれていること							
	管種給水用具	23. 構造・材質基準に適合した器具を使用しているか							
		24. 性能基準適合品の使用を確認すること							
	機能検査		25. 通水したあと、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認						
	耐圧検査		26. 1.75Mpaによる耐圧試験で漏水及び抜けなどがないかの確認						
水質の確認	項目	判定	項目	判定	項目	判定	項目	判定	
	残留塩素		臭気		濁り		色		
しゅん工図書関係		しゅん工図・工事写真・水質検査成績書							
その他	27. 申請者に対し給水用具等の取扱及び修繕・緊急連絡先の説明を行った								
	28. 申請者に対し給水配管ルート・しゅん工図について説明を行った								

直結増圧方式・貯水槽方式

検査項目	検査内容	主任技術者	
		直結増圧	貯水槽
直結増圧	1. 水槽のオーバーフロー管・ドレン管に防虫網の設置		
	2. 流入管・配水管は対照になっているか		
貯水槽	3. 警報機の設置、連絡先の記載はあるか		
	4. メーターバイパスユニットを設置		
	5. 増圧ポンプ・貯水槽付近に直圧で1栓のみの非常用水栓（要止水栓等）を設置		
	6. 最上階に吸排気弁が設置してあるか、バルブの開栓は正常に行えるか		
	7. 散水栓の系統は増圧ポンプ・貯水槽を経由しているか		
	8. 協定書及び協議事項と検査図書が整合しているか		
	9. 水質検査成績書の有無		

自主検査日	工事場所	申請者	給水装置工事主任技術者
年 月 日			

給水装置工事竣工図

所 長		課 長		課 員	
--------	--	--------	--	--------	--

水栓番号	受付番号	口径	水栓	量水器メーカー	メーター番号	検定満期	指示数
	—				—		
申 込 者				指定給水装置工事事業者			
工 事 場 所						竣 工 検 査 日	
						年 月 日	

見 取 図



平面図（1次側）

断面図（1次側）

立面図（1次側）

水質検査項目（検査の結果、良好であれば確認欄に○を記入すること。）

検査項目	検査方法	基準値	確認欄	mg/l	検査員
残留塩素濃度	DPD比色法	0.1mg/l以上			印
色濁り・臭気	官能法	異常でないこと			

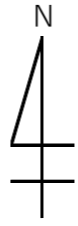
※検査の結果、異常や支障があれば、下記備考欄に検査項目と状態を記入すること。

備考

給水装置工事竣工図

指定給水装置工事事業者

平面図（2次側）

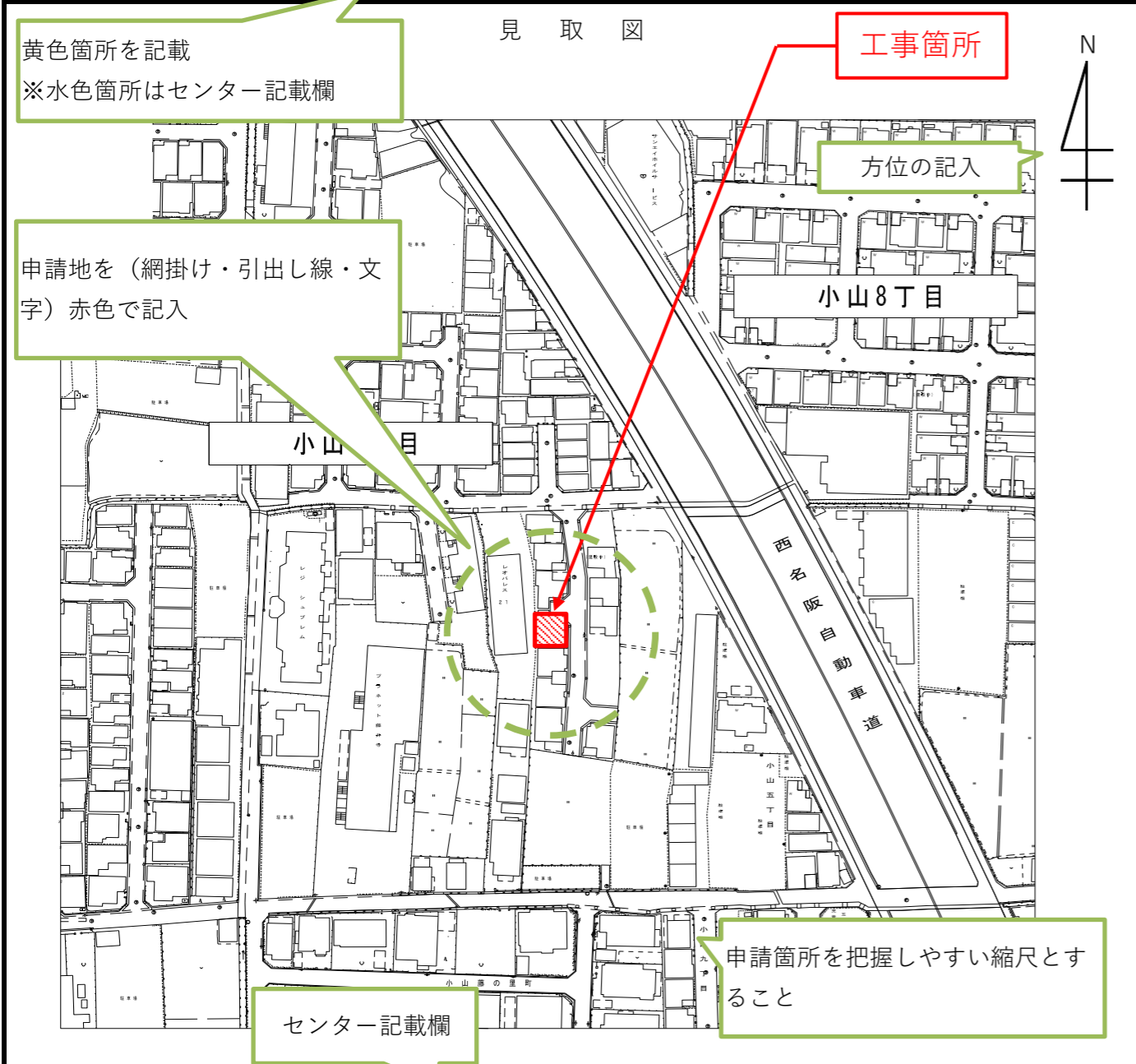


立面図（2次側）

給水装置工事竣工図

所長	課長	課員
----	----	----

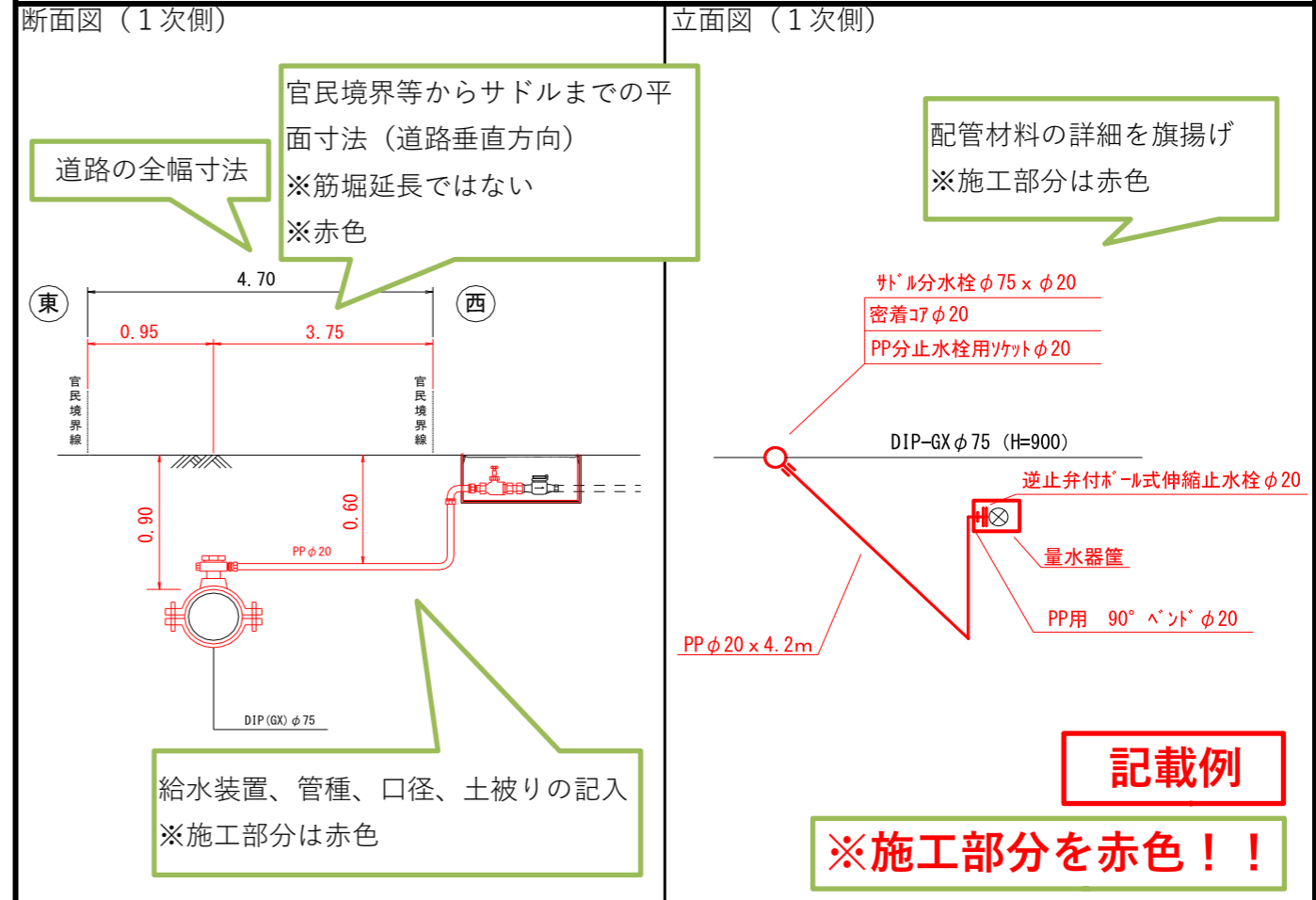
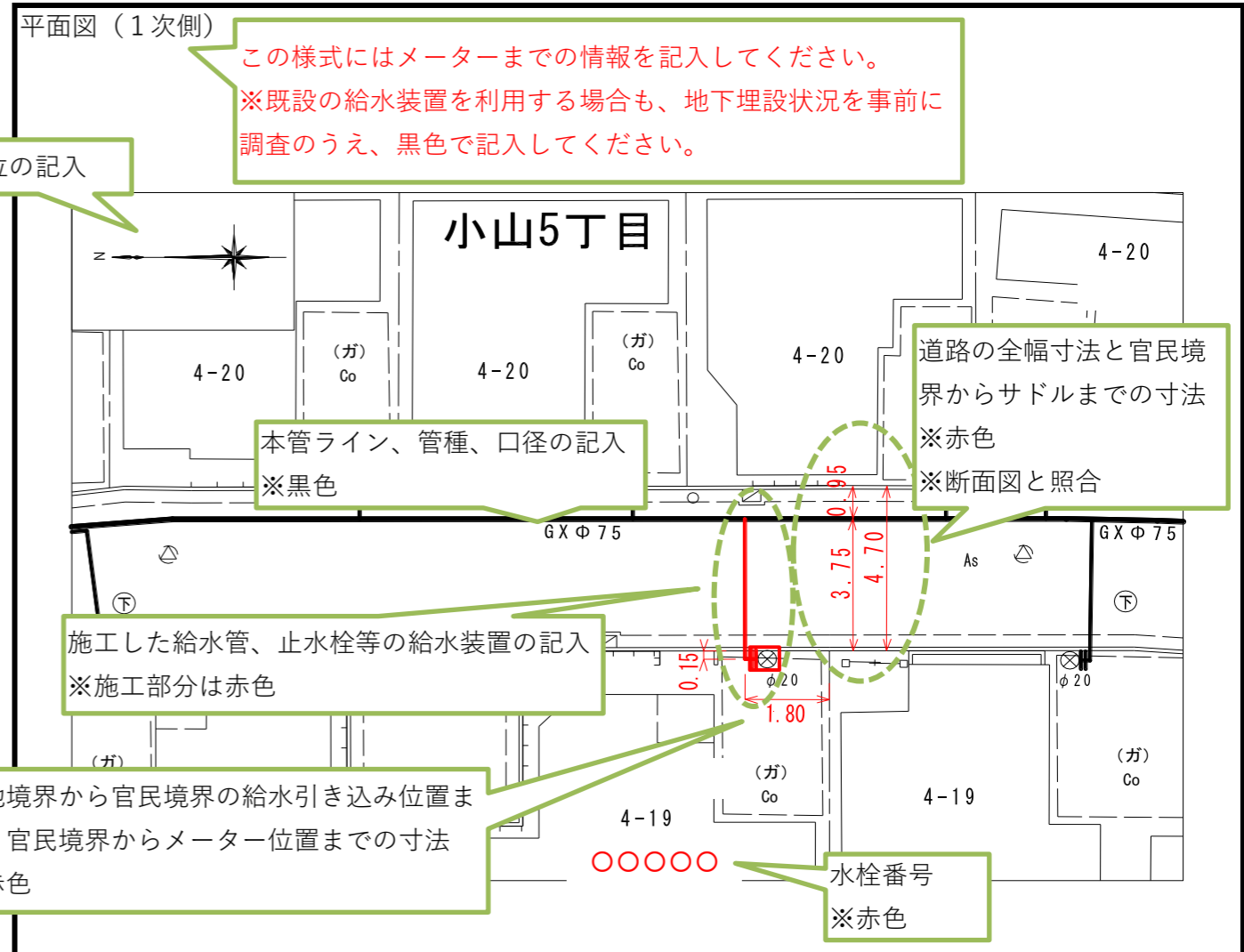
水栓番号	受付番号	口径	水栓	量水器メーカー	メーター番号	検定満期	指示数
〇〇〇〇〇	〇〇 - 〇〇〇	φ〇〇	〇栓	〇〇	〇〇 - 〇〇〇〇	〇/〇	〇
申込者				指定給水装置工事事業者			
〇〇 〇〇				株式会社 〇〇〇設備			
工事場所				竣工検査日			
藤井寺市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 (〇号地)				令和〇〇年〇〇月〇〇日			



水質検査項目 (検査の結果、良好であれば確認欄に○を記入すること。)

検査項目	検査方法	基準値	確認欄 mg/l	検査員
残留塩素濃度	DPD比色法	0.1mg/l以上		印
色濁り・臭気	官能法	異常でないこと		

※検査の結果、異常や支障があれば、下記備考欄に検査項目と状態を記入すること。
備考



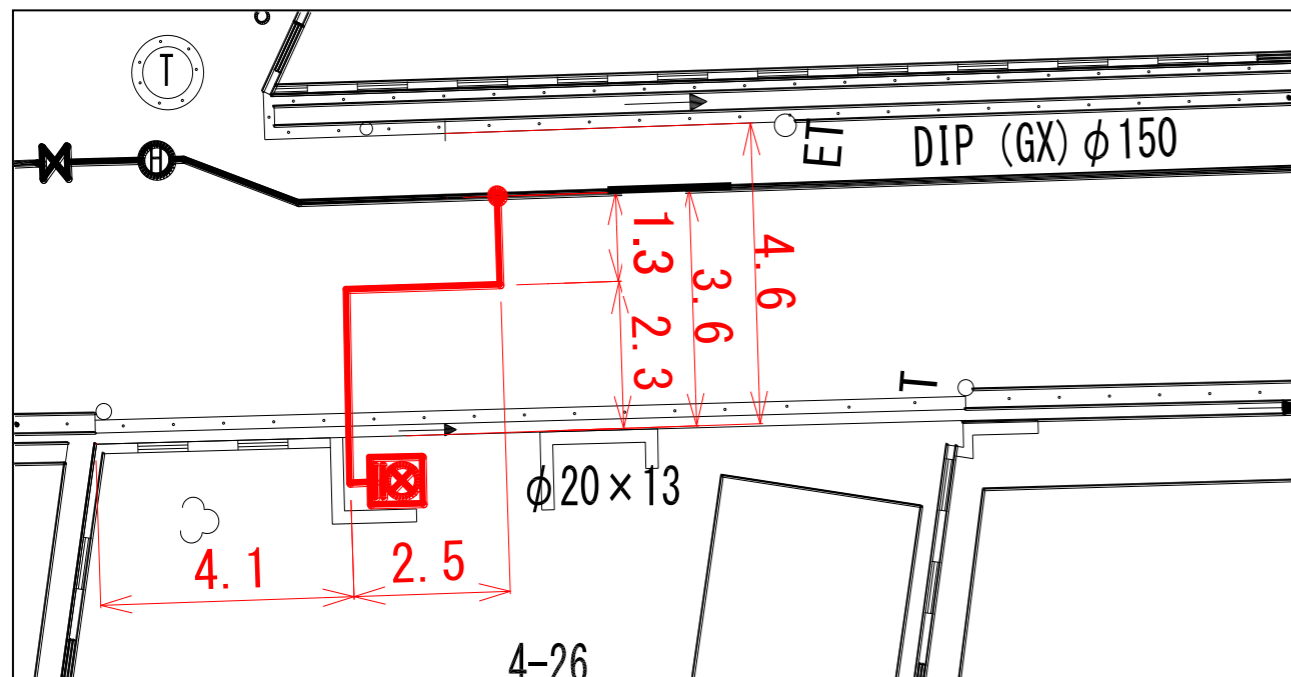
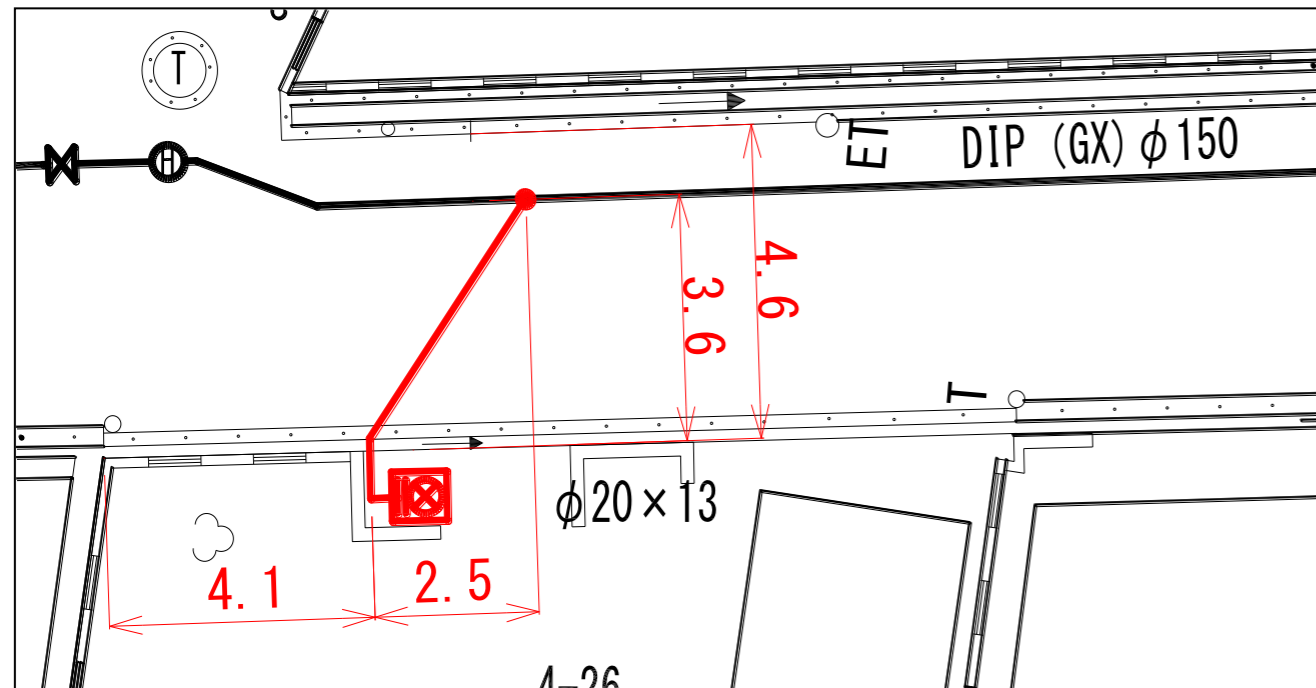
記載例

※施工部分を赤色！！

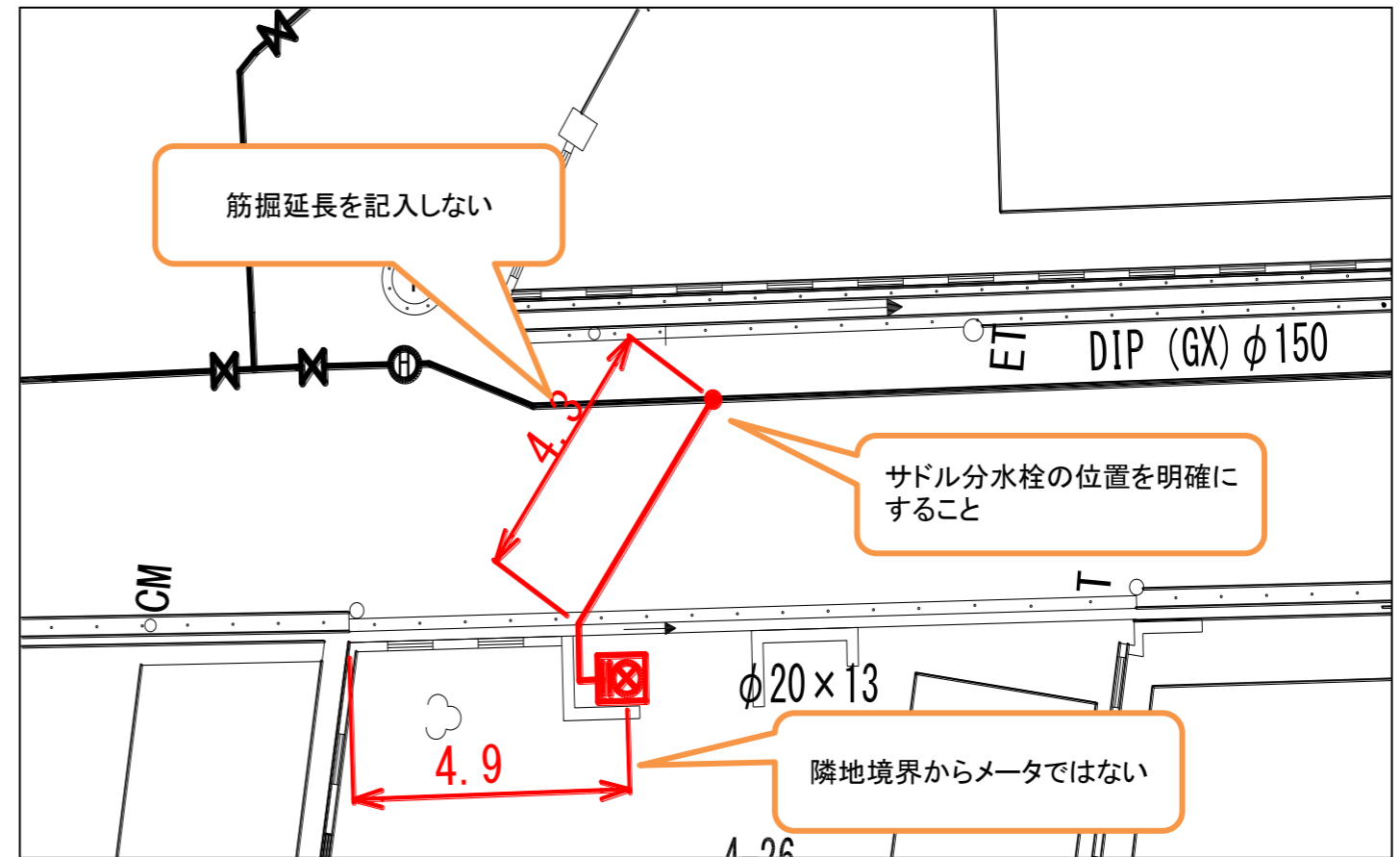
注意事項

- ・原則、給水管は道路に対して垂直方向に配管するものとするが、構造物や他企業管等の障害物があり配管出来ない場合の平面図及び断面図の表記の仕方に注意すること。
- ・筋掘延長は給水装置工事竣工図には表記されない。
- ・平面図、断面図、立面図の縮尺は給水管全体が明瞭に表示されていれば問わない。
- ・平面図及び断面図には下水、ガス等の他企業管の表示はしない。

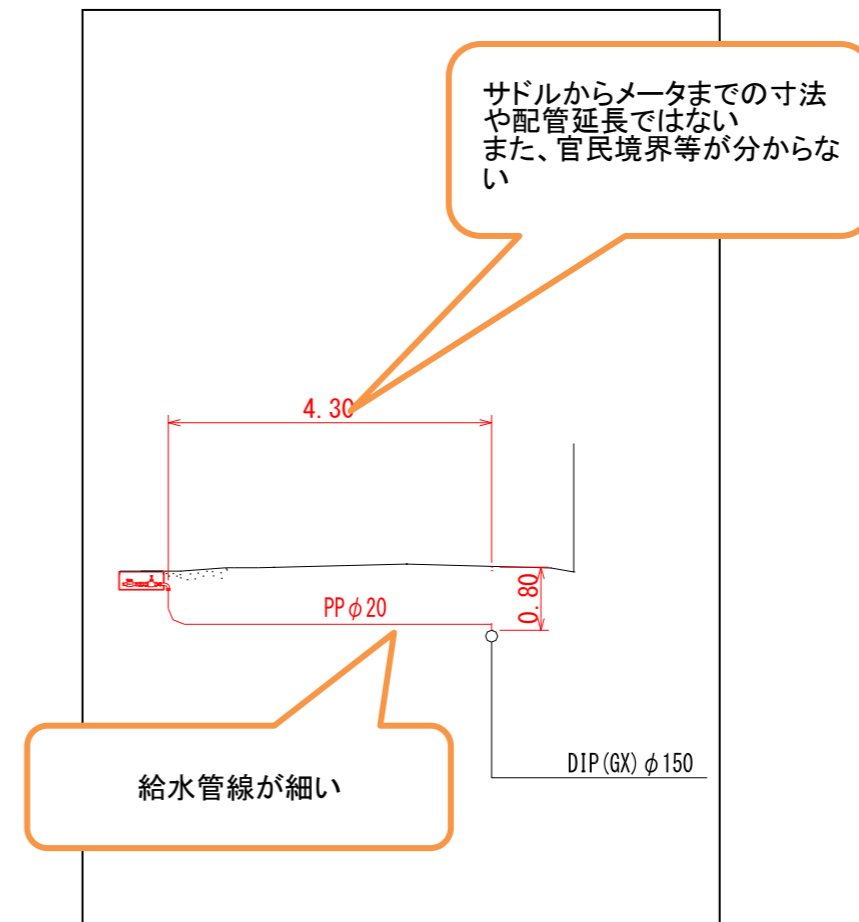
道路に垂直に配管できない場合の平面図(良い例)



悪い例)



悪い例)



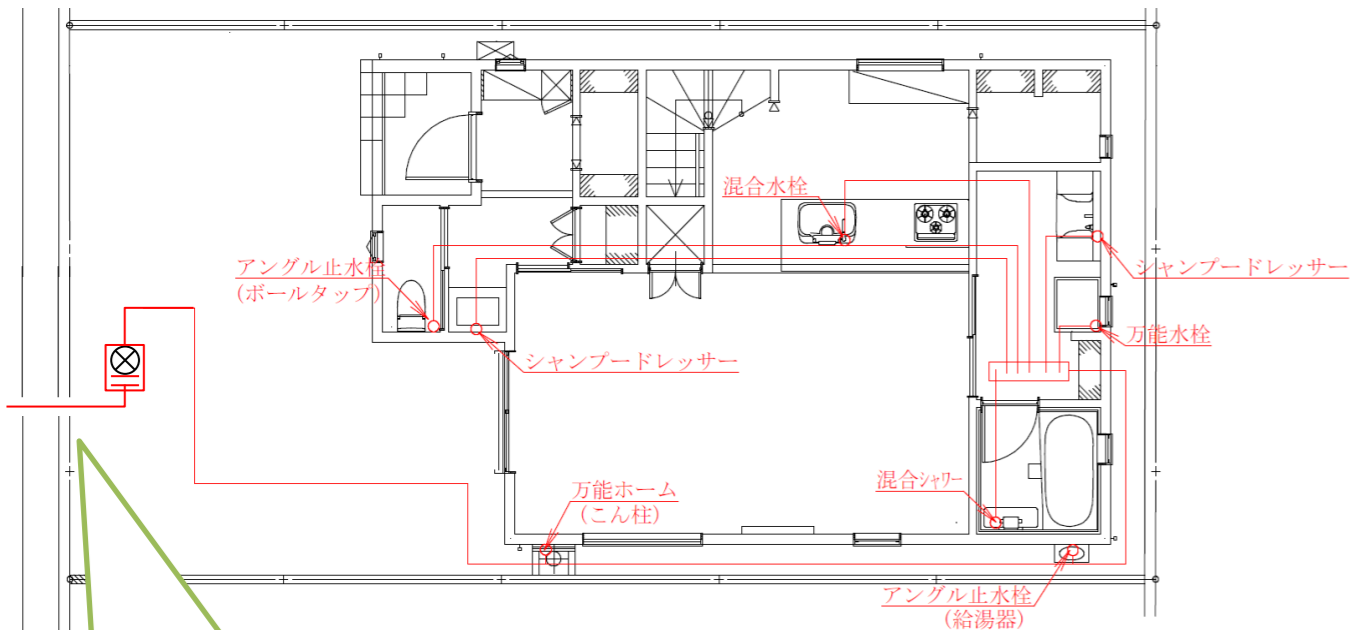
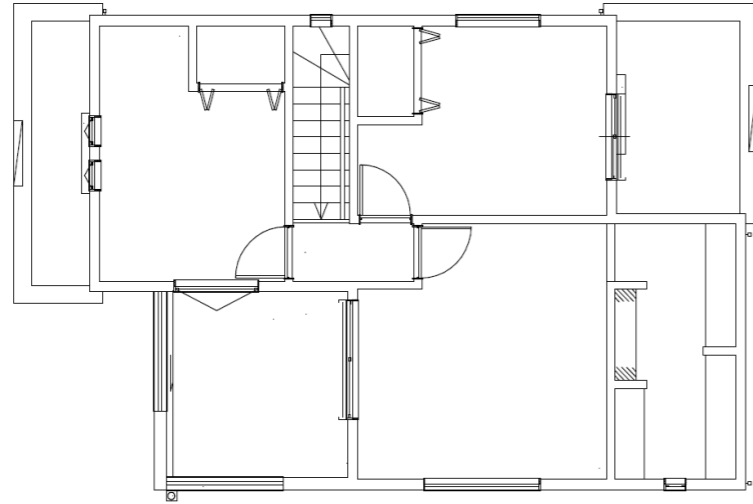
給水装置工事竣工図

指定給水装置工事業者 株式会社 ○○○設備

平面図（2次側）

2階以上に給水装置がない場合においても各階層の平面図は記載すること。

方位の記入



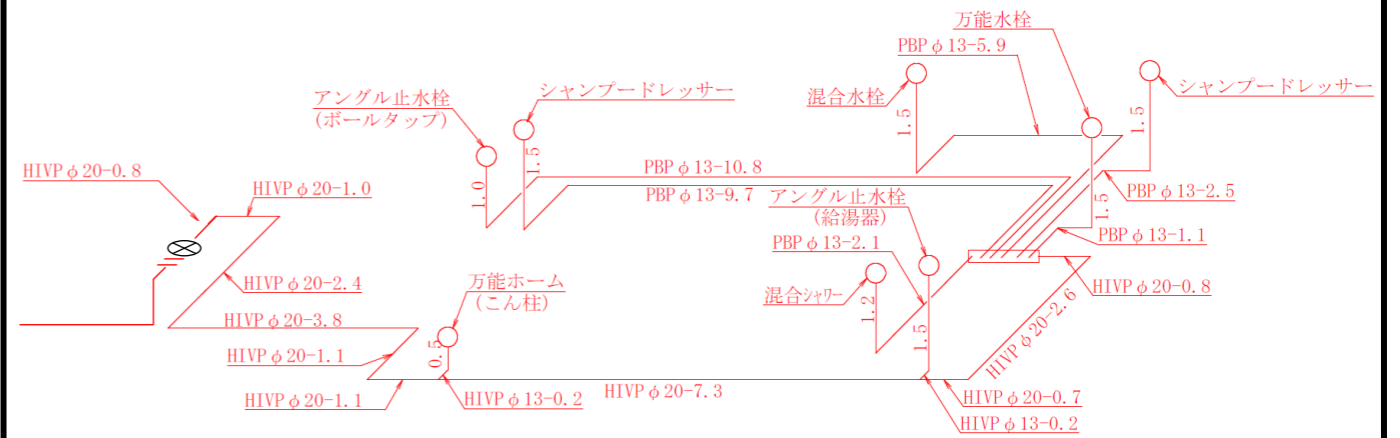
メーター1次側を施工している場合は赤色

メーター以降の配管位置及び各水栓を記載
※赤色

記載例

立面図（2次側）

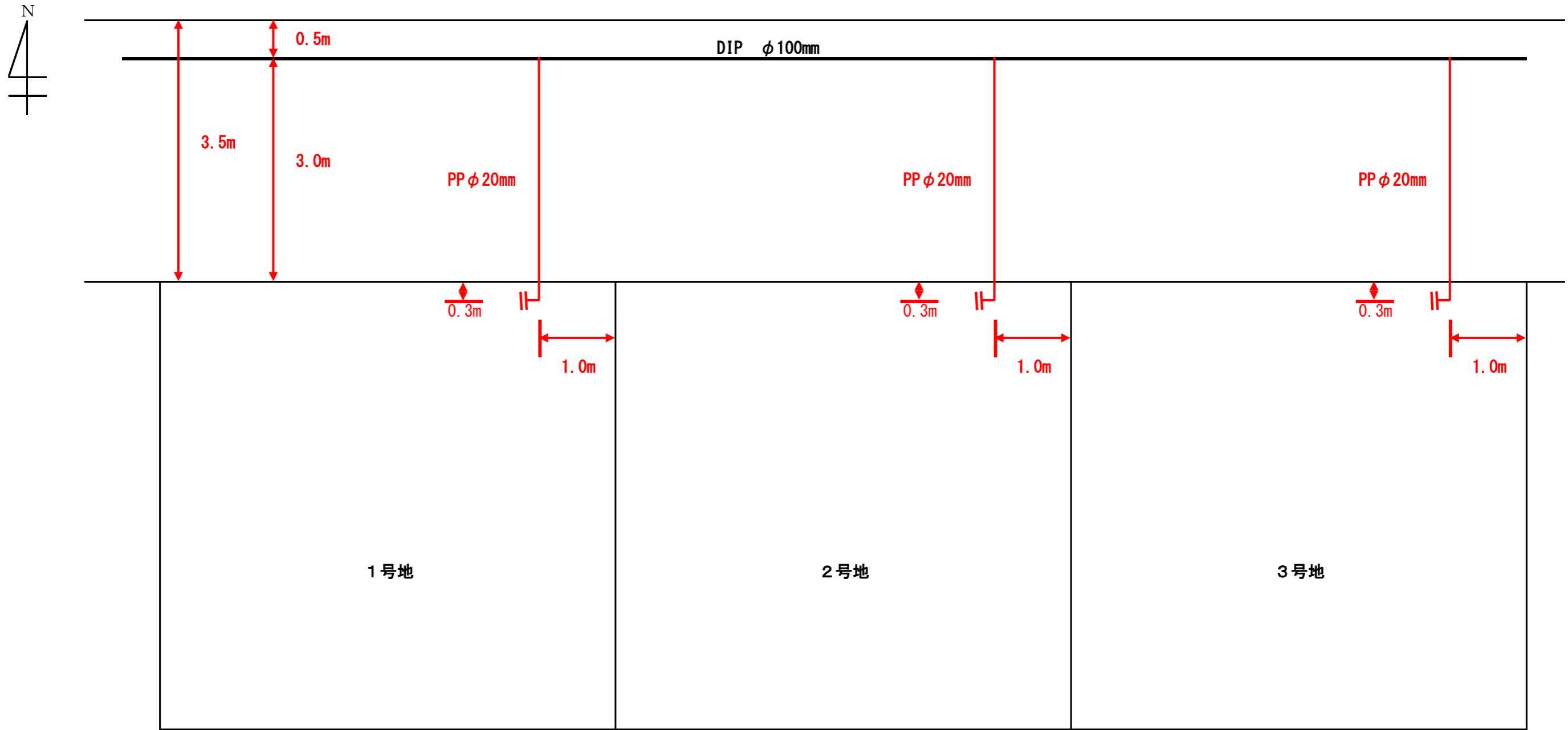
この様式にはメーター以降の情報を記入してください。
※舗装先行工事の場合は「舗装先行工事につき未記載」と記入してください。



メーター以降の配管詳細を旗揚げにて記載
※赤色

※施工部分を赤色！！

給水引込位置確定図見本



給水管の引込位置は、本書と相違ありません。

申込者

氏名
(社名・代表者名)

舗装先行に伴う誓約書

この度、宅地造成工事を行うにあたり、土地利用計画図に基づいた給水引込位置に給水引込管の先行工事の承認をお願いいたします。

先行工事の給水計画図は出入口に位置したものであり、計画変更の際は、先行工事分を撤去し新たに変更になった出入口に位置する箇所に引込工事を施行いたします。

先行工事分は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例に反する事なく、当方において十分管理し、その責任を負います。

承認の際は、企業団の指示事項 1～8 についても厳守することを合わせて誓約いたします。

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所
氏 名
(社名・代表者名)

記

開発地住所

添付書類 土地利用計画図
給水引込位置図
見取図 各 1 部

指 示 事 項

- 1 先行工事は、道路敷の水道管より分岐を行い、側溝下越し、敷地内 1 m 以内に止水栓とメーターボックスを設置し、止水栓上部を取り外し、キャップ止めとする。
- 2 竣工検査後、区画変更等により当初の計画に変更が生じ、不要となった給水装置は一敷地一引込みの原則（給水装置工事施行基準Ⅳ-1（2））により分岐止めすること。又は、給水管撤去申請書により権利放棄（加入金没収）の申請をすること。
- 3 先行工事後、長期間に至り施設に不測の事態が発した際は、施主の費用において処置すること。
- 4 先行工事の引込は、道路敷の配水管と90度の角度で引込こと。
- 5 造成中に第三者に権利譲渡の際は、継承とみなし継承者に本誓約書の内容伝達のうえ、譲渡したものとし、万一紛争のときは解決を計るものとする。
- 6 先行工事承認により加入金及び工事立会手数料を納付するものとする。ただし、既設建物を取壊し造成する場合、既得権のメーター口径に対する加入金の額を差し引き、追徴が生じる場合は追徴を、還付が生じる場合は既得分担金に置き換え還付しないものとする。(大阪広域水道企業団藤井寺水道事業加入金徴収に関する取扱要綱第 6 条第 1 号に準じる。)
- 7 各戸の給水装置の設置にあたっては、大阪広域水道企業団藤井寺水道事業給水装置工事施行基準に基づいて施工しなければならない。
- 8 宅地造成後、土地売買等により土地所有者が変わった場合は加入金及び給水装置所有権も譲渡されたものとみなす。

内訳（既得水栓番号）

口径	水栓番号	口径	水栓番号	口径	水栓番号	口径	水栓番号

加入金計算書

既得加入金 口径 件数 加入金の額 合 計
(/ × = 円)

新規加入金 口径 件数 加入金の額 合 計
(/ × = 円)

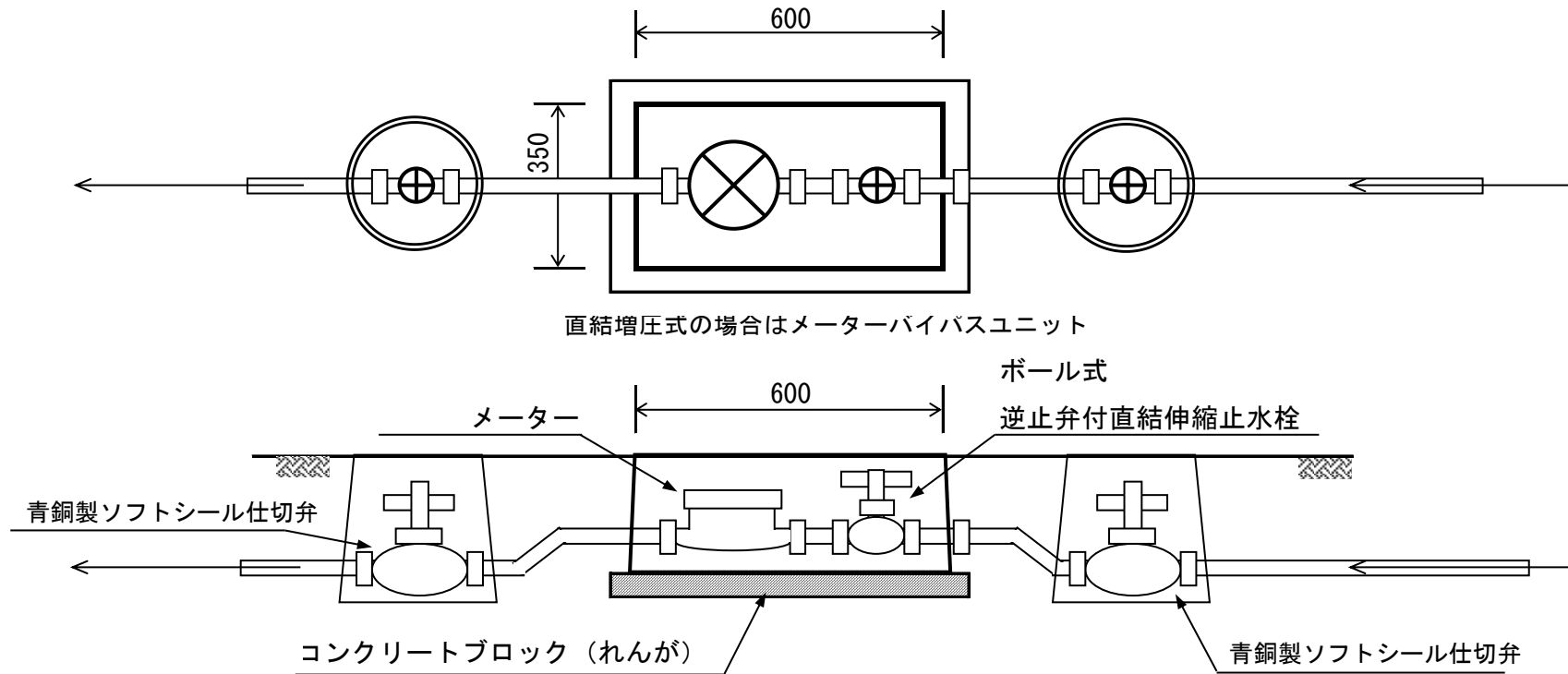
工事立会手数料

(円 × 件 = 円)

納付額 円

別図 2-1

メーター室 詳細図 (φ30、φ40)



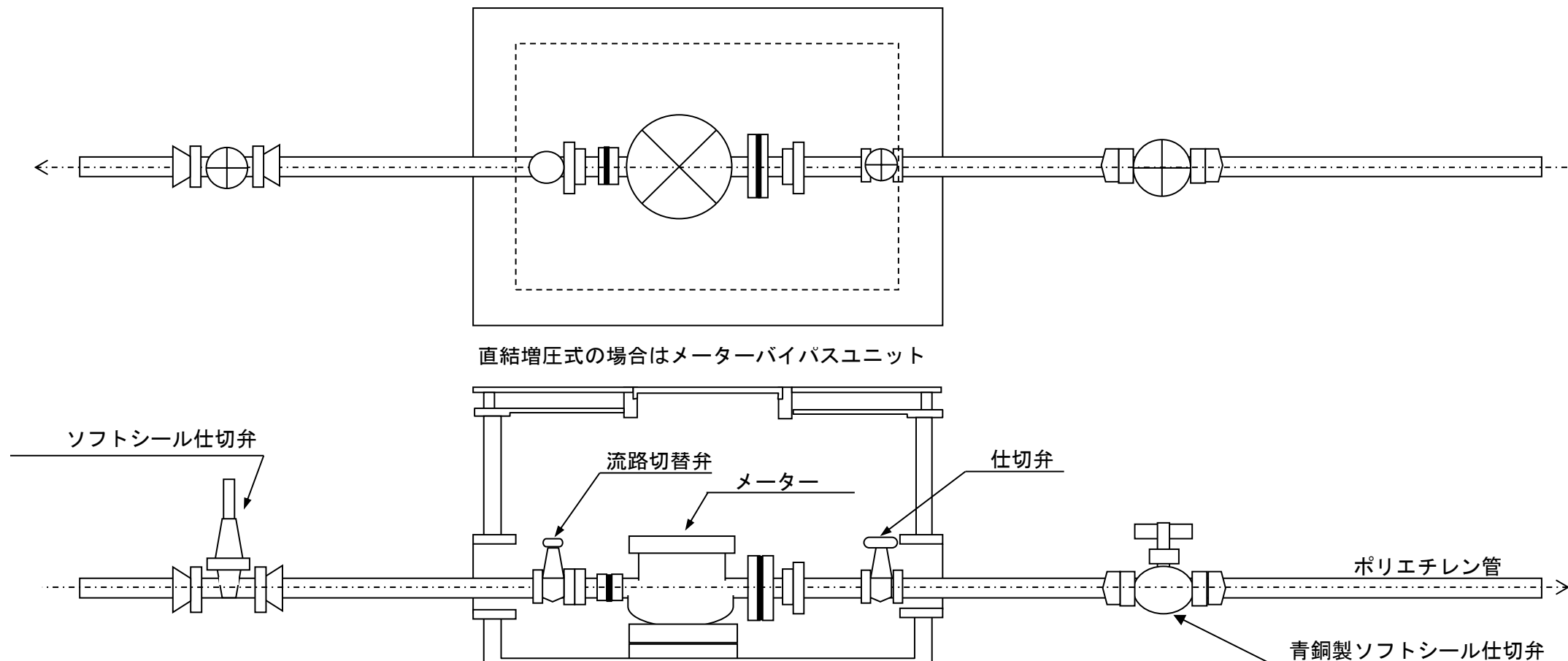
水道メーター設置場所誓約書

私儀、今般給水装置工事の申込に際し、メーターの設置場所は、門、塀、さく、垣等の外部とし、いつでも道路又は、通路から直接かつ容易に検針及び取替し得る場所とし、メーターは常に清潔を保ち、常時検針等に支障のないよう、責任をもって保管する事を誓約します。

なお、後日において増改築等により検針又は取替に支障を来す場合は、企業団の指示に従い支障のない位置に移動いたします。

申込者 住 所

氏 名
(社名・代表者名)



水道メーター設置場所誓約書

私儀、今般給水装置工事の申込に際し、メーターの設置場所は、門、塀、さく、垣等の外部とし、いつでも道路又は、通路から直接かつ容易に検針及び取替し得る場所とし、メーターは常に清潔を保ち、常時検針等に支障のないよう、責任をもって保管する事を誓約します。

なお、後日において増改築等により検針又は取替に支障を来す場合は、大阪広域水道企業団の指示に従い支障のない位置に移動いたします。

申込者 住所

氏名
(社名・代表者)

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込み取消し願い

先般、下記場所において給水装置工事申込を致しましたが、私事理由により、
申込みの取消しをして頂きたいお願いいたします。

記

給水装置設置場所 藤井寺市

給水装置設置工事申請者 住 所

氏 名 印
(社名・代表者名)

給水装置工事受付番号

—

給水管撤去申請書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

申請者 住 所
氏 名
(社名・代表者名)

印

このことについて、下記場所の給水管を撤去してくださるよう申請します。
なお、この給水管に係る権利については、一切放棄します。

記

申請場所 藤井寺市

お客様番号 — —

撤去口径 mm

水栓番号